

2017年度 ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬法廷 に来て裁判に参加してみましよう」実践と論考

山崎 優子¹⁾・相澤 育郎¹⁾・上村 晃弘²⁾

(立命館グローバル・イノベーション研究機構¹⁾・立命館大学衣笠総合研究機構²⁾)

2017年8月19日、立命館大学朱雀キャンパスに於いて、ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬裁判に参加して被告人に対する判決を考えてみましょう」を実施した。本プログラムの目的は、科研費を得て行った「法心理学研究」の意義と成果を中高生に紹介し、科学研究に対する興味を深めてもらうことにあった。当日、中高生達は、午前中に刑事裁判で有罪無罪判断に関わる法律の知識及び心理学の知識を学ぶために講義を受講し、午後からは模擬裁判に参加した。模擬裁判は、「目撃証言の信頼性」が争点となる事案で、午前中の講義内容の本質的理解が促進されるよう試みた。アンケート結果をみると、参加者全員から「プログラムはおもしろかった」「また参加したい」、実施者全員から「本事業の実施は有意義である」という回答が得られた。しかし、評議時間の短さなど改善すべき点もみられた。本プログラムの実践をふまえ、今後の課題及び法教育への発展の可能性について論じた。

キーワード：法教育、模擬裁判、目撃証言、法と心理
立命館人間科学研究, No.38, 101-109, 2019.

I. ひらめき☆ときめきサイエンスとは

ひらめき☆ときめきサイエンス¹⁾は「大学や研究機関で「科研費」(KAKENHI)により行われている最先端の研究成果に、小学5・6年生、中学生、高校生の皆さんが、直に見る、聞く、触れることで、科学のおもしろさを感じてもらうプログラム」である。日本学術振興会(2017)によると、2016年度は、161機関で330件のプログラムが開催され、児童生徒の他、引率の保護者・学校教員等を含め9,500名弱の参加があった。

本稿では、2017年8月に実施した、ひらめき

☆ときめきサイエンス「模擬裁判に参加して被告人に対する判決を考えてみましょう」の実践について紹介し、本プログラムの法教育への発展の可能性について考察する。

II. 本プログラムの企画内容

プログラム「模擬裁判に参加して被告人に対する判決を考えてみましょう」は、法心理学研究及び研究知見を理解してもらうことを目的に実施した。プログラムの企画概要は、次のとおりであった。

- ◇ 裁判員が適切に被告人の有罪無罪を判断するために、法律の知識(例えば推定無罪の原則)に加え、心理学の知識(たとえば事後情報効果(事件を目撃した人の

1) <https://www.jsps.go.jp/hirameki/> (2018年3月12日閲覧)

記憶は、事件後に見聞きした情報の影響を受けて、変容する可能性がある) (Loftus & Palmer, 1974)) が必要となることがある。

- ☆ しかし、(1) 理解したつもりでも、納得をとまなう本質的理解がなされなければ、上記の知識にもとづいて有罪か無罪かを判断することが困難であると思われる。その一方で、(2) 評議に参加し、議論を深めることで、上記の知識にもとづいて判断する傾向が増す可能性も考えられる。
- ☆ 本プログラムの参加者は、上記の法律の知識とその背後にある理論についての理解を深めるために、法の実務家による講義を受講する。また、上記の心理学の知識については、簡易な記憶実験の参加体験を通して理解を促進するために、心理学者による講義を受講する。
- ☆ そして、講義で理解した知識をふまえて熟考、判断する経験を得るために、模擬裁判の公判劇を視聴し、被告人が有罪か無罪かについて評議で決定する。

Ⅲ. 当日までの準備

本プログラムの採択通知があった4月初旬から開催準備に取り掛かった。まず、実施日を確定し、使用する模擬法廷と教室の予約を行った。そして、広報活動のために広告(A4裏表カラー印刷)を作成し、京都市内の市立および私立の中学・高校約150校に郵送した。また、所属機関のHP上に案内を掲載した。募集受付は先着順とし、定員に達した時点で募集を終了することとした。当初、中高生および家族等保護者の応募者数はそれぞれ25人(中学生20人、高校生5人)、家族15人であったが、キャンセル及び欠席者が多く、当日の参加者は中高生14人、保護者6人であった。

本プログラムで実施する模擬裁判劇のシナリオ作成は、刑事訴訟法が専門の法学部教員に依頼した。また、あらかじめ参加者に郵送する資料を作成した。主に作成した資料は、次の3点であった。①参加案内(日時、場所、持ち物、昼食の案内、緊急連絡先等について)、②当日のプログラム(裁判員裁判の流れ、法廷で行われる審理について(冒頭手続き、証拠調べ手続き、弁論手続き)の資料を含む)、③写真撮影同意書(当日の写真撮影およびビデオ撮影についての同意書)。以上に加え、元裁判官で現在弁護士として活躍されている木谷明氏²⁾の講義「刑事裁判の役割」レジュメを郵送した。さらに、当日までに、昼食・飲料・おやつの手配、当日の配布資料・名札・修了証書の準備、模擬裁判劇の演者の手配及び劇のリハーサルを行った。

Ⅳ. 実施内容

本プログラム³⁾の協力者、参加者、スケジュールは次のとおりであった。

協力者 弁護士1人、法学部教員3人、ロースクール生3人、事務局1人に加え、学部生3人がボランティアとして参加した。

参加者 中高生14人(中学生は男6人、女5人、高校生は男2人、女1人)、中高生の家族6人が参加した。中高生の参加者は4人あるいは3人

2) 1963年～2000年、浦和地方裁判所判事部総括、最高裁判所調査官、東京高裁部総括判事などを歴任され、2004年～2012年には、法政大学法科大学院で教鞭を取られた。2012年より弁護士として活躍されている。

3) 本プログラムの主催は、日本学術振興会、立命館グローバル・イノベーション研究機構(R-GIRO)「修復的司法観による少子高齢化社会に寄り添う法・社会システムの再構築」、立命館大学人間科学研究所・模擬裁判プロジェクト、後援は京都市教育委員会であった。当日参加した本プログラム実施者(敬称略)は、本稿執筆の山崎(代表者)、上村(分担者)、相澤(分担者)と、森久智江(立命館大学法学部教授(分担者))、山田早紀(立命館大学R-GIRO研究員(分担者))の計5人であった。

で構成される4つのグループに振り分けられた。また保護者6人で1グループを構成した。各グループには、裁判官役が2人（弁護士、法学部教員、法科大学院生、法学部の学生）加わった。

当日のスケジュール 朝9時40分から受付を開始し、10時に開会式を行った⁴⁾。午前中は、模擬法廷の見学と写真撮影会、講義受講、午後からは公判劇の視聴、評議、評議の結果発表、総括、修了式というスケジュールであった。終了・解散は17時であった。

講義受講①「刑事裁判の役割」 講師は木谷明氏であった。講義は、あらかじめ参加者に郵送していたレジュメにそって行われた。主な内容は次のとおりである。

1. 世の中（社会）の決まり：道徳の特徴と法律の特徴
2. 民事裁判と刑事裁判：両者の違い、民法（民事法）、刑法（刑事法）、民事訴訟法、刑事訴訟の意味・役割
3. 「罪刑法廷主義」の意味、それはなぜ重要か、刑事裁判の仕組みのあらまし：犯罪の発生、警察の捜査から公判審理、評議、判決に至る説明
4. 「『疑わしいときは被告人の利益に』の原則」（「刑事裁判の鉄則」）刑事裁判の目的：「社会秩序の維持」（真犯人を取り逃がさない）の要請と「人権の保障」（無実の人を処罰しない）の要請は時に衝突する・衝突した場合、どちらの顔を立てるべきか・「真犯人を取り逃がす不正義」と「無実の者を処罰する不正義」では、どちらが大きいかと考えるべきか
5. 無実の人を処罰しないために、法律はどのような「仕組み」を用意しているか：①「疑わしいときは被告人の利益に」の大原則 ②起訴状一本主義（予断排除の原則） ③被疑者・被告人に対する「防御権」の保障・黙秘権・弁護人選

任権の保障・自白法則と伝聞法則

6. まだ不備な点・・・「取調べの可視化」と「証拠開示」に関する立法の動向：「全面的証拠開示」は実現しない（リストの開示だけ）・「取調べの全面可視化」は裁判員裁判事件だけ。一部可視化の問題点（今市事件）

講義受講②「実験参加を通して学ぶ裁判心理学」 講師は本プログラムの代表者であった。講義では、目撃証言研究の知見についての理解を深めるために、実験を実施した。最初に虚記憶（意味的関連の強い複数の文字を提示した場合、後に実際には提示されなかった文字が提示されたと判断する傾向がみられる現象）に関する実験、次に二重符号仮説または二重符号化理論（非言語情報（画像）とテキスト情報が提示された場合、前者の方が記憶痕跡が強まる傾向にあること）に関する実験を行った。そして、人の記憶の特性についての説明、及び記憶のしやすさは情報の性質によって異なることについての説明を行った。また、人は自身の予測と一致する情報に目がいきやすい傾向にあるが（これを確証バイアスとよぶ）、裁判では自分の記憶の正確さを過信せずにメモを取ることが重要であること、評議で得られるさまざまな観点について理解することが重要であること等について説明を行った。

公判劇 あらかじめ参加者に郵送した「裁判員裁判の流れ」、「法廷で行われる審理について（冒頭手続き、証拠調べ手続き、弁論手続き）」の他に、当日は次の資料を配布した。起訴状、論告メモ、弁論メモ、用語集（犯人性、主尋問、反対尋問、人証、物証、善証、甲号証、乙号証の説明）、検察官請求証拠一覧表（甲第1号証～甲第13号証、乙第1号証～第2号証に対する検察官による証拠の説明の要旨）、書証コピー、事件現場周辺図。

4) オリエンテーション、科研費の説明を行った。

模擬裁判開始前に、約15分間、配布資料の確認、刑事裁判の手続きの流れについての説明を受けた後、参加者は公判劇を視聴した。公判劇の概要は次のとおりであった。

女性からハンドバッグを奪い取り、傷害を負わせた強盗致傷の疑いで起訴された被告人は、無職で借金があった。検察側証人は、事件発生時に被害者と犯人を目撃していたが、目撃時間は深夜のうえ目撃場所に街灯がなかった。また目撃者が警察に行ったのは、TVニュースで事件について知った後である。被害者は被告人が犯人だと主張するが、犯人についての記憶はあいまいな部分もある。被告人は犯行を否認している。

評議 グループ別に、被告人が有罪か無罪かについて話し合った。判決の決定ルールは、次のようにした。グループの過半数が有罪と判断した場合にのみ有罪とする。評議体を構成する人数が偶数の場合には、裁判長役をのぞくグループの過半数が有罪と判断した場合にのみ有罪とする。

評議結果発表 グループ別に代表の中高生が被告人に対して判決と判決理由を言い渡し、その後で、裁判長役が補足説明を行った。

総括 法心理学研究で得られた知見、主に人の記憶のしくみと事後情報効果について説明を行った。最後に実施者がコメントを行った。

V. 評議の結果とアンケートの集計結果

評議の結果、中高生の4グループと保護者の1グループの全てが、目撃証言の信頼性、犯行動機を判決理由とし、「推定無罪の原則」にもとづいて無罪判決を下した。当初、初対面同士の中高生が評議で積極的に発言できるか不安であったが、裁判官役（実施者）の話によると、活発な議論、さまざまな観点からの意見がみら

れ、評議時間が足りないほどであった。模擬裁判の評議で発言しやすいように、昼食タイムで、グループ別で過ごすようにしたこと、各グループには裁判官役2人（弁護士、法学の教員、法科大学院生、大学生）が加わり、参加者とのコミュニケーションをはかったことが、中高生たちの発言を促したと思われる。

アンケートの主要な結果は、表1（参加者用）と表2（実施者及び協力者用）に示した。表1によると、参加者の中高生は、1人を除いて、プログラムが「おもしろかった」「わかりやすかった」と回答している。参加理由については、「先生や両親にすすめられたから」「内容に興味があったから」と回答しており、本プログラムについて知ったのは、「日本学術振興会HP（をみて）」「学校・友だち（を通じて）」という回答が多い。参加者の中には、四国、九州から参加した中高生もいた。意見・感想には、本プログラムの参加についての肯定的な記述がみられた。実施者及び協力者に行ったアンケート結果（表2）（実施者5人と協力者11人の計16人のうち1人をのぞく15人から得られた）をみると、回答者全員が、本事業について「有意義である」「本事業を今後も実施したい」と回答しており、「知的好奇心を刺激できた」「研究成果を受講生にわかりやすく説明することができた」と肯定的な回答がみられる。このように、参加者、実施者と協力者の意見・感想はおおむね肯定的なものであった。

VI. 考察

本プログラムは、中高生とその家族に、法心理学研究の重要性とその成果を理解してもらうこと、科学研究に対する興味を高めてもらうことを目的とした。この目的を達成するために、当日のスケジュールは、講義受講と模擬裁判参加体験から構成した。本プログラムと同様のプ

表 1. アンケート結果（参加者用）

		中学生	高校生	計
① 今日のプログラムは、いかがでしたか。				
	とてもおもしろかった	9	2	11
	おもしろかった	1	1	2
	おもしろくなかった	0	0	0
	わからない	0	0	0
	無回答	1	0	1
② 今日のプログラムはわかりやすかったですか。				
	とてもわかりやすかった	8	3	11
	わかりやすかった	2	0	2
	わかりにくかった	1	0	1
	わからない	0	0	0
	無回答	0	0	0
③ 参加しようと思った理由について教えてください。				
	内容に興味があったから	7	1	8
	先生や両親にすすめられたから	4	2	6
	近所で開催されるから	0	0	0
	その他	0	0	0
	無回答	0	0	0
④ このような企画があれば、また参加したいと思いましたか。				
	是非参加したい	9	2	11
	できれば参加したい	1	1	2
	参加したいとは思わない	0	0	0
	わからない	0	0	0
	無回答	1	0	1
⑤ このプログラムを誰から（どこで）知りましたか（複数回答可）。				
	学校の先生	1	0	1
	家族、友達	6	2	8
	機関のホームページ	0	1	1
	日本学術振興会のホームページ	4	0	4
	広告・ポスターなど	0	0	0
	雑誌	1	0	1
	その他	1	0	1
	無回答	0	0	0
意見・感想				
<ul style="list-style-type: none"> あまり、裁判というものは身近になかったので、余り知識がなかったものだったけれど、今回の模擬裁判に参加して、とても良い経験になったと思います。 とても楽しかったです。もぎ裁判も本格的で裁判ってこうやるんだと分かりました。 今日の体験で、どうやって判決を決めるのかとか、どういう判決を出すのかというものを裁判の体験を通して、できたので良かった。自分は裁判官になるという夢があり、その職務の体験が出来たので、とてもおもしろかった。 このプログラムに参加して良かったと思います。今は他人の意見に聞いて、被告人は有罪か無罪かについて、考える。初めて、私は無罪かなと思います。後に、皆の意見を聞いて無罪とわかった。でも、少し有罪の感じがあったので、最後は、無罪と思いました。とてもおもしろく頭を使いました。次の回にもまた行きたいです。 山田先生（検事の人）がすごくよかったです。結果は無罪にしたけど、迫力があって、すごくおもしろかったし、緊張しました。 本格的なセットと資料で模擬裁判ができて楽しかったです。貴重な体験をさせていただきありがとうございます。 ドラマやゲームで見た裁判を間近で見ることができて、迫力があって、とてもおもしろかった。裁判によりいっそう興味がわきました。 模擬法廷を初めて見たけれど、とても広くて本物らしかったので驚きました。また、公判劇でも出てくる人の感情の表現や口調がすごかったです。今日初めて、しっかり裁判にことをしれて良かったです。有罪、無罪を考えるのがとてもおもしろかったです。 心理学にあまり触れたことがなかったのですが、今日はとてもおもしろかったです。 とっても面白く、無罪と有罪を決める事などできないのでとてもいい経験になりました。班の大学院生の方々も優しく分かりやすかったです。 				

表 2. アンケート結果 (実施者及び協力者用)

	教員等	学部生・ 大学院生等	事務職員	計
アンケート回収枚数	8	6	1	15
① 本事業を実施することをどのように思いましたか。				
1. 非常に有意義である	6	4	1	11
2. 有意義である	2	2	0	4
3. あまり有意義でない	0	0	0	0
4. わからない	0	0	0	0
5. 無回答	0	0	0	0
② 本事業を今後も実施したいと思いましたか。				
1. 毎年でも実施したい	2	5	1	8
2. 可能な範囲で実施したい	6	1	0	7
3. あまり実施したくない	0	0	0	0
4. わからない	0	0	0	0
5. 無回答	0	0	0	0
③ 小中高生の知的好奇心を刺激できたと思いましたか。				
1. 非常に刺激できた	5	4	1	10
2. まずまず刺激できた	3	2	0	5
3. あまり刺激できなかった	0	0	0	0
4. わからない	0	0	0	0
5. 無回答	0	0	0	0
④ 研究成果を受講生にわかりやすく説明することができたと思いましたか。				
1. 非常にわかりやすくてできた	3	2	1	6
2. まずまずできた	5	4	0	9
3. あまりできなかった	0	0	0	0
4. わからない	0	0	0	0
5. 無回答	0	0	0	0
意見・感想など				
<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続すると良いと思います。 ・今後も頑張ってください。 ・中高生とふれあう機会があつて楽しかった。 ・中高生・高校生の意外な発想に触れられてとても面白かったです。 ・腰が痛いと言っていたお子様がいらっしゃったので、予め配慮できると良いと思った。 ・意欲的な活動に敬意を表します。ご活躍を期待しています ・お疲れ様でした。 				

ログラムは、2012年と2013年にも実施し、その時の様子は、山崎他(2014)にまとめている。過去のプログラムを発展させて、本プログラムでは、主として次の3点について改善を行った。第一に、法律に関する講義に加え、目撃証言研究の知見についての理解を促進する目的で、実験参加を含む心理学の講義も行った。第二に、模擬裁判劇では、臨場感が出るように、劇団の俳優3人に加え、演劇経験のある教員2人が演じた。第三に、司法がより身近に感じられるように、法の専門家が裁判官役となる評議体だけ

でなく、参加者と年齢の近い法科大学院の学生2人が裁判官役となる評議体を設けた。表1のアンケート結果(参加者用)をみると、「心理学にあまり触れたことがなかったですが、今日はとてもおもしろかったです」「本格的なセットと資料で模擬裁判ができて楽しかったです」「班の大学院生の方々も優しく分かりやすかったです」等の意見・感想がみられることから、上記の改善の効果が多少なりともあったと推測される。その一方で、今後の課題も残された。それは、本プログラムの構成、及びプログラムの準備に

関する課題である。最後に、これらの課題に言及し、本プログラムを継続的な法教育に発展させる可能性について考察する。

プログラムの構成に関する課題 本プログラムの講義で扱った内容は、刑事裁判に関わる法学的知識と心理学的知識であった。今回、講義受講や模擬裁判参加によって、これらの知識の理解が、どの程度深められたかの効果測定を行わなかったが、扱った知識が多かったため、理解を深めるためには、継続的な学習が必要であると思われる。また、評議時間は1時間程度であったが、中高生のグループの裁判官役から「評議時間が短かった」という声が聞かれた。中高生の多くのグループは、時間が足りずに急いで結論を出し、十分に議論が尽くされていなかった可能性もある。評議の様子はビデオ等で記録していなかったが、記録していれば、評議時間に加え、評議方法の適切さについても事後に検証できたと思われる。

プログラムの準備に関する課題 参加者募集のためにチラシを作成し、近隣の中学・高校150校あまりに配布した。しかし、実際には、家族や友達から聞いたり、日本学術振興会のホームページをみて、本プログラムについて知った参加者が大半であった（表1）。また、本プログラムの参加動機としては、「興味があったから」「親や先生からすすめられて」が多くみられた。今後、より多くの中高生に参加してもらうためには、近隣の中学・高校を訪問するなどして、教員から生徒にプログラム参加を呼び掛けてもらうことが有効かもしれない。

本プログラムの準備には1ヶ月あまりを要した。配布資料の作成、送付、模擬裁判の準備など時間的負担が大きかった。本プログラムを継続的に実施するためには、広報活動をみなおし、配布資料を最小限にするなど、効率化を図る必

要があると思われる。

本プログラムを継続的な法教育に発展させる可能性 講義受講と模擬裁判参加体験から構成した本プログラムは、法教育の一環として捉えることができる。本プログラムを法教育として継続的に実施するためには、主として次の2点の検討が必要だと思われる。一点目は教員、法律家、研究者の連携による法教育の実現であり、二点目は法教育教材の開発である。

法教育とは「一般の人々が、法や司法、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの見方、考え方を身に付ける教育」である（法務省 2017a）。「法的なもの見方、考え方を身に付ける教育」を実現するためには、法に関する知識伝達から踏み込んだ、思考型・社会参加型教育の実践を行う必要があると思われる。また、多くの中高生に本プログラムに参加してもらうためには、初等中等教育を担う教員の協力が必要である。しかし、中学・高校の教員にとって、司法に関する知識伝達に加え、思考型・社会参加型教育を単独で実践することは容易でないだろう。そのため、法教育の実践には、教員と専門家との連携が必要だと思われる。法務省（2013）の調査によると、中学校での法教育の取組については、「法律家等と連携した取り組みを行う余裕がない」などの理由から、「連携していない」と回答した中学校は51%にのぼる。連携先としては、裁判所、検察庁、弁護士会などが多いが、連携による学習指導を行った中学校の満足度は低い。62%が「まあ充実した」と回答しており、その理由として「用語・言葉遣いが難しく理解が不十分な点があった」「単発の取組で終わってしまっている」が挙げられている。また「どちらともいえない」は12%で、その理由として効果測定ができていないため」「内容が難しすぎたため」「短い時間・少ない回数では効果は限定的」などが挙げられている。以上をふ

まえると、法律家、専門家が積極的に連携して継続的な法教育の実践にあたること、法教育の効果測定を行うことが必要だと思われる。

裁判員制度の目的は、「市民の視点、感覚が、裁判の内容に反映されること」である（法務省2017b）。市民の視点、感覚が「適切に」裁判の判決に反映されるためには、理解しなければならない知識（本プログラムで扱った法律の知識、心理学の知識など）がある。また、法律の知識に対する不安は、裁判員としての参加意欲を低下させることが示されている（Naka et al. 2011）ことから、上記知識の理解を深める必要があると思われる。しかし、理解しなければならない知識は多く、知識の理解度には個人差が存在する。そのため、有効な法教育教材の開発と教育方法の検討が必要である。教育効果の高い教材の開発、有効な教育方法（近年学校教育で取り入れられつつあるタブレットを利用したICTの活用、アクティブラーニングなど）の検討をすすめることで、実施者の負担を低減しつつ、効果的で継続的な法教育を実現する必要があるだろう。

謝辞

本プログラムの実施にあたっては、木谷明先生（新東京総合法律事務所）、指宿信先生（成城大学）、山田直子先生（関西学院大学）、吉井匡先生（香川大学）、森久智江先生（立命館大学）、山田早紀さん（立命館大学 R-GIRO）、野村慶人さんと豊後美沙貴さん（立命館大学 OIC）にご尽力いただいた。また立命館大学法科大学院の篠原宏昌さん、錦見壽紘さん、伊澤彩乃さんにご協力いただいた。さらにボランティアとして、

林俊毅さん（上智大学）、石田優菜さん及び藤野智さん（立命館大学）にご協力いただいた。広報活動においては、片山詩朗さん（立命館大学研究部リサーチオフィス）にご尽力いただいた。心より御礼申し上げます。

引用文献

- 日本学術振興会（2017）平成30年度ひらめき☆ときめきサイエンス 実施プログラムの企画の募集について（2017年12月1日取得 <https://www.jsps.go.jp/hirameki/boshu.html>）.
- 法務省（2013）「中学校における法教育の実践状況に関する調査研究」報告書（2017年12月1日取得 <http://www.moj.go.jp/content/000116891.pdf>）.
- 法務省（2017a）法教育（2017年12月1日取得 <http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>）.
- 法務省（2017b）裁判員制度の概要（2017年11月22日取得 http://www.moj.go.jp/keijil/saibanin_seido_gaiyou01.html）.
- Loftus, E. F., & Palmer, J. C. (1974) Reconstruction of auto-mobile destruction: An example of the interaction between language and memory. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, 13, 585-589.
- Naka, M. Okada, Y. Fujita, M., & Yamasaki, Y. (2011) Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido. *Psychology, Crime & Law*, 17, 621-641.
- 山崎優子・サトウタツヤ・稲葉光行・斎藤進也・徳永留美・安田裕子・上村晃弘・木戸彩恵・若林宏輔・福田茉莉・滑田明暢・山田早紀・川本静香・中妻拓也・春日秀朗・神崎真実・中田友貴・山口慶江（2014）ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬法廷に来て裁判に参加してみよう」の実践および論考。立命館大学人間科学研究, 20, 87-97.

（受稿日：2017. 12. 1）

（受理日 [査読実施後]：2018. 4. 10）

Practice & Discussion

Hirameki ☆ Tokimeki Science 2017 “Let’s come to the trial court and participate in the trial”

YAMASAKI Yuko, AIZAWA Ikuo and UEMURA Akihiro

(Ritsumeikan Global Innovation Research Organization, Ritsumeikan University /

Kinugasa Research Organization, Ritsumeikan University)

On August 19, 2017, at the Ritsumeikan University Suzaku Campus, Hirameki ☆ Tokimeki Science “Let’s consider judgment on the accused by participating in the simulation trial.” The purpose of this program was to introduce junior and senior high school students to the importance of “research on law and psychology,” gained by Grant-in-Aid for scientific research, to deepen their interest in scientific research. Scheduled in the morning was a lecture on law and psychology to learn about the judgment of guilty and innocent individuals during criminal trials, and in the afternoon, students participated in a simulated trial. The simulated trial questioned the “reliability of the eyewitness testimony,” so that the content covered in the morning could be experienced. In the course evaluation, all participants answered that “the program was interesting,” and that they “would like to participate again,” and all the implementers said that the “implementation of this project is meaningful.” However, some elements would need adjustment, for example, considering lengthening the discussion and lecture time. Based on the aforementioned, future issues and the possibility for development in law education will be discussed below.

Key Words : Judicial Education, Mock Trial, Eyewitness Testimony, Law and Psychology
RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.38, 101-109, 2019.
